



東相制第15-00006号  
平成27年4月6日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつばんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

### 接続約款変更認可申請書の補正について

平成27年1月19日付け東相制第14-00096号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

### 記

#### 補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第14-00096号(平成27年1月19日)の補正内容

旧					新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
				月額					月額
区 分		単位	料金額	備考	区 分		単位	料金額	備考
(1)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	4,739円			イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに
			4,739円			(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	4,716円	

(6) 端末 回線 伝送 機能 （第 5条 （標 準的 な接 続箇 所） 第1 項の 表中 第1 ～3 欄で 接続 する 場合）	ア（略）	イ 光信号主端末回線 （光局外スプリッタを 含むものに限ります。） により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守 の区分が タイプ1 ～1のも の	①平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,930円</u>	—
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,744円</u>	
			(イ) 保守 の区分が タイプ1 ～2のも の	①平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	<u>2,930円</u>	
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,744円</u>	
			(ウ) (7)(イ) )以外の もの	①平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	<u>3,013円</u>	
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,822円</u>	

(6) 端末 回線 伝送 機能 （第 5条 （標 準的 な接 続箇 所） 第1 項の 表中 第1 ～3 欄で 接続 する 場合）	ア（略）	イ 光信号主端末回線 （光局外スプリッタを 含むものに限ります。） により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守 の区分が タイプ1 ～1のも の	①平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,929円</u>	—
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,743円</u>	
			(イ) 保守 の区分が タイプ1 ～2のも の	①平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	<u>2,929円</u>	
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,743円</u>	
			(ウ) (7)(イ) )以外の もの	①平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	<u>3,012円</u>	
				②平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	<u>2,821円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイ プ1 -1の もの	(7)平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 491円のうち、479 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	
		(イ)~(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 保 守の区 別がタイ プ1 -2の もの	(7)平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。	
		(イ)~(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイ プ1 -1の もの	(7)平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,361円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 491円のうち、479 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	
		(イ)~(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 保 守の区 別がタイ プ1 -2の もの	(7)平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,361円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。	
		(イ)~(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		ウ ア イ 以 外 の も の	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
			(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		ウ ア イ 以 外 の も の	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
			(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額		備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7)当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	276円	74円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	276円	74円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	284円	76円
	(イ)当 社の 光屋 内配 線 (主 とし て一 戸建 ての	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	74円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	74円

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額		備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7)当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	73円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	73円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	283円	75円
	(イ)当 社の 光屋 内配 線 (主 とし て一 戸建 ての	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	278円	73円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	278円	73円

		建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	容等されているもの	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>287円</u>	<u>76円</u>	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等)にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>275円</u>	<u>74円</u>	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>275円</u>	<u>74円</u>	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>283円</u>	<u>76円</u>	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>2,930円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,744円</u>		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>2,930円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,744円</u>		
	(ウ)(7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>3,013円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,822円</u>		

		建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	容等されているもの	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>286円</u>	<u>75円</u>	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等)にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>274円</u>	<u>73円</u>	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>274円</u>	<u>73円</u>	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>282円</u>	<u>75円</u>	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>2,929円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,743円</u>		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>2,929円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,743円</u>		
	(ウ)(7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			<u>3,012円</u>		
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	<u>2,821円</u>		

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分	単位	料金額	備考			
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ)～(ウ)	(略)	(略)
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ)～(ウ)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分	単位	料金額	備考			
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,361円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ)～(ウ)	(略)	(略)
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,361円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ)～(ウ)	(略)	(略)

		ウ アイ以 外のもの	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
			(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成29年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(ウ)欄に規定す る料金額に、 <u>597円</u> を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる <u>597円</u> のうち、 <u>585円</u> に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

		ウ アイ以 外のもの	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
			(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成29年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(ウ)欄に規定す る料金額に、 <u>596円</u> を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる <u>596円</u> のうち、 <u>584円</u> に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成27年4月1日に遡って適用します。